

滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議 規約

(名称)

第1条 当会議は、滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、協議を行うことで、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワーク会議は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 災害時要配慮者支援対策に関する情報共有、協議
- (2) 広域（福祉圏域）、市町域における災害時要配慮者支援対策の推進
- (3) 災害時要配慮者支援対策に関する普及・啓発
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体で構成する。

- 2 ネットワーク会議の事務局は、滋賀県社会福祉協議会に置く。

(会長および副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長および副会長を置き、全体会議において選任する。

- 2 会長はネットワーク会議を代表し、この会議の活動を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった時または欠けた時は職務を代行する。

(全体会議)

第6条 ネットワーク会議は、全構成団体の協議の場として、全体会議を年1回以上開催するものとする。

- 2 会議の議長は、会長が務める。

(部会)

第7条 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月17日から施行する。